

4月1日から、子ども医療費と重度心身障害者医療費の 接骨院・整骨院での医療費の窓口払いを廃止します

市では、子ども医療費または重度心身障害者医療費支給制度の利用者が、市内の指定医療機関（病院・歯医者・薬局・訪問看護）で受診する場合、保険診療一部負担金の窓口払いを廃止しています。

このたび、利用者の利便性の更なる向上を図るため、4月1日から市内の指定接骨院および整骨院で施術を受ける場合の保険診療一部負担金についても窓口払いを廃止します。

対象 次のいずれかに該当する方
・子ども医療費受給資格証の交付を受けた方
・重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けた方

必要書類 次の①および②（接骨院または整骨院での受け付け時に提示）
①健康保険証
②子ども医療費受給資格証または重度心身障害者医療費受給者証

乳幼児をお預かりします〜子どもシヨートステイ〜

保護者が病気や出産などで一時的に子どもの養育ができなくなったときに、お子さんを乳児院等でお預かりします。

場所 富士見乳児院（本町7の2の72）
／愛泉乳児園（加須市土手2の15の57）
対象 3歳未満の子ども
利用期間 原則7日以内
費用 所得に応じて1日当たり0円〜

注意事項
・保険適用外の費用は窓口払い廃止の対象外です。
・接骨院または整骨院での保険診療一部負担金が、1か月に2万1000円を超えたときは、従来どおり窓口でお支払いいただき、その領収証を市に提出してください。高額療養費等を差し引いた部分を口座に振り込みます。

問合せ 子ども医療費について：子育て支援課医療手当係（内線3286）
／各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷺宮・内線167）
／重度心身障害者医療費について：障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244）
／各総合支所福祉課（菖蒲・内線106／栗橋・内線237／鷺宮・内線165）

5350円

その他 事前の健康診断（検便含む）と、状況に応じて予防接種が必要となります。また、満床時や感染症流行時など利用できない場合があります。
申込み・問合せ 子育て支援課子育て支援係（内線3283）

出産直後のお母さんにホームヘルパーを派遣します

支援内容 母親の身体的状況に応じた家事援助（食事の準備、衣類の洗濯、掃除、買い物等）、育児支援（授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備、育児相談等）、その他必要な家事全般
対象 出産後退院日から3か月以内で、家族などから家事の手伝いを受けられない方

病児・病後児保育の利用者登録は毎年度必要です

お子さんが病中や病気の回復期にあり、保育所・幼稚園・小学校等で集団生活を送ることができず、保護者の方が仕事を休めない等の事情により、一時的にお子さんをお預かりします。
対象 市内在住で、保育所・幼稚園等に通所している生後6か月以上の乳幼児または小学校1年生から6年生までの児童で、病気の状態（回復期も含む）で医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要する状態にあり、集団での保育等が困難な場合。かつ、保護者が勤務などの都合で、家庭での保育ができない場合。

場所 土屋小児病院内病児保育室
「つりーはうす」（久喜市久喜中央3の1の10／☎22・8022）
定員 1日4人
期間 原則連続する7日以内
時間 月〜土曜日 8時30分〜17時30分
費用 1日2000円

※市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料

日時・回数等 月〜金曜日 9時〜17時／1日1回2時間以内で、20回を限度
費用 所得に応じて1時間当たり0円〜950円
申込み・問合せ 子育て支援課子育て支援係（内線3283）

対象となる疾患 ①かぜ、発熱、腹痛等の日常かかる疾患 ②水痘、おたふく、インフルエンザ、胃腸炎などの伝染性疾患 ③ぜんそく等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患等
※感染力が強いと思われる疾患等で、医師の判断により受け入れ困難なものを除く

利用手順 ①保育課または各総合支所福祉課で、3月21日（火）以降に事前登録
②土屋小児病院内病児保育室に利用予約 ③かかりつけ医を受診し、診療情報提供書を作成 ④「病児・病後児保育利用申請書」、「診療情報提供書」等を病児保育室に提出
※登録は毎年度必要です。また、登録には母子手帳が必要です。
※お子さんの状況によっては、事前に医師の診療も必要です。

問合せ 保育課保育係（内線3325）

